

令和 7 年 1 月 3 0 日開会

ごみ処理施設等調査 特別委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

ごみ処理施設等調査特別委員会会議録

〜〜〜〜〜〜〜〜

日 程

日 時 令和 7 年 1 月 3 0 日（木）
組合議会臨時会閉会後
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 報告案件
 - (1) 一般廃棄物第 2 最終処分場濃縮水処理施設の稼働状況及び固化物処理の課題への対応について
 - (2) 新しい一般廃棄物処理施設の建設に係る構成市町村の財源確保の状況について
 - (3) 新しい一般廃棄物処理施設の建設候補地における地元対応の状況について
- 3 閉 会

〜〜〜〜〜〜〜〜

出席者（8名）

委員長	中 田	利 幸	副委員長	山 本	芳 昭
委 員	奥 岩	浩 基	委 員	渡 辺	穰 爾
委 員	森 岡	俊 夫	委 員	景 山	浩
委 員	勝 部	俊 徳	委 員	三 好	晋 也

〜〜〜〜〜〜〜〜

欠 席 者（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

副管理者 米子市副市長	伊澤 勇人	事務局長	三上 洋
事務局次長兼総務課長	深田 龍	事務局次長兼ごみ処理施設整備課長	生田 公志
事務局施設管理課長	本池 将	事務局ごみ処理施設整備課長補佐	大峯 正人
事務局ごみ処理施設整備課長補佐	遠藤 史章	事務局ごみ処理施設整備課長補佐	加藤 公教
事務局総務課入札財政担当課長補佐	三原 剛	事務局施設管理課ごみ処理施設維持担当課長補佐	安田 憲

~~~~~

**議 会 担 当 職 員**

書 記 長

瀬 尻 か お り

書 記

近 藤 隆

~~~~~

1 開 会

(午後2時25分)

○中田長委員長 ただいまより、ごみ処理施設等調査特別委員会を開会いたします。

~~~~~

**2 報 告 案 件**

○中田委員長 本日は、報告案件が3件ございます。これらにつきまして、当局から説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、日程2、報告案件に入ります。まず、当局からの説明を受け、その後で質問を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、一般廃棄物第2最終処分場濃縮水処理施設の稼働状況及び固化物処理の課題への対応についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 それでは、お手元にお配りしております資料1、それから資料1の別紙1、別紙2、別紙3を用いまして説明をさせていただきます。

まず、この令和5年9月から稼働開始いたしました濃縮水処理施設でございますが、令和6年11月までの施設の稼働状況、それから固化物処理の課題がございますので、それらの対応につきまして報告させていただくものでございます。

まず、1番目の施設の稼働状況でございます。こちらは、濃縮水処理施設はまず第2最終処分場の塩類を固化しまして、外部へ搬出し処理することを目的としまして、処分場の設置者であります環境プラント工業株式会社が建設した施設でございます。この稼働状況につきましては、令和5年度でございます。こちらは9月から稼働を開始いたしまして、施設のこの立ち上げ当初は、設備のトラブルですとか調整によりまして稼働日数が少なくなっておりますが、年度末に近づくにつれ、年が替わった1月からは安定稼働しております。

実際のところがこの令和5年度といたしましては、濃縮水の処理水量として1日当たりの処理水量が計画値で19.6立米というところが、平均値で25.5立米ということで、達成率130%となっているものでございます。

それに合わせまして、固化物処理量でございます。こちらが一月当たりの処理量でございますが、計画値４５トンに対しまして、平均値といたしましては１１．３５トンということで達成率が２５％という状況になってございます。

引き続き令和６年度に入りまして、施設は安定的に稼働いたしまして、１日当たりの処理水量も計画値の１２１％を達成している状況でございますが、固化物処理量、こちらが１か月当たりの固化物処理量が計画値の４５トンに対しまして、平均値で１７．０１トンということで、達成率３８％ということにとどまっております。

資料としては（２）の固化物の処理実績、令和５年９月から令和６年１１月までの間でございます。こちらの計画処理量は、一月当たり４５トンの処理を１５か月間続けますと、６７５トンの計画処理量になりますが、処理実績といたしましては２１５．５６トンと、処理の達成率としましては３１．９３％ということで、この未処理量、処理が残ったものでございますが、これが４５９．４４トンという状況になってございます。

こちらが固化物処理の課題ということでまとめておりまして、その対応についても記載してございます。まず１つ目の課題といたしましては、この固化物処理量の処理達成率が３１．９３％にとどまっておりますので、現状のこの稼働状況が継続した場合、最終処分場の閉鎖見込み時期、令和３１年度末としておりますが、これまでに塩類の処理が完了しない状況でありますので、早急に固化物処理量の改善を図る必要がございます。

また、２点目の課題でございますが、この令和６年１１月末時点で未処理量が約４６０トン発生しておりますので、これも令和３１年度末の閉鎖見込み時期までにこの未処理量の解消を図る必要があります。

この２点の課題がございます。こちらにつきまして、次のページで対応をまとめてございます。２ページ目でございます。（２）の課題への対応ということで、資料１の別紙１を御覧ください。横書きの、塩化物イオン濃度の推移を折れ線グラフとして表したものでございます。

まず、こちらが塩化物イオン濃度の浸出水、最終処分場から流れ出す浸出水の中の塩化物イオン濃度、塩分濃度の推移を表したものでございまして、緑色のラインが塩化物イオン濃度を表してございます。これが平成２８年の９月に測定を開始いたしまして、１万５，０００という値を確認しております。これから時を重ねるごとに増減を繰り返しながら上昇傾向にございまして、この黒いライン、横線を引っ張っておりますけれども、これが平成２８年に測定を開始しましてから令和４年までの間の平均値といたしまして、１万８，０００という数字になってございます。これがずっと右肩上がりイオン濃度の上昇傾向にございましたが、その後、令和３年５月の一つ飛び出た２万９，０００をピークに、これ以降、処理施設が令和５年９月の稼働が開始する前から下がり続けておりまして、令和５年５月には、この赤いラインを引っ張っております固化物処理量４５トン、月当りを満足するための塩化物イオン濃度の指標値でございます１万５，０００をも下回っておりまして、それ以降もずっと低下を続けまして、令和６年５月には６，５００というような数字まで低下している状況でございます。

こちらの資料から資料１の２ページ目にお戻りいただきまして、まず原因究明のところでございます。１ポツ目に記載してございますが、この埋立地内の状況につきまして、このイオン濃度

のピーク時、令和5年3月の時点と、この令和6年11月の測定時点の直近の状況を比較いたしますと、令和4年7月に局地的豪雨対策といたしまして敷設しております防水シートを、これを埋立て場所の変更に伴いまして移設して以降、塩化物イオン濃度が低下し続けているというふうに見て取れます。これを図に表したものが、別紙の2でございます。シートの設置状況を平面図にしたものでございまして、資料の右手側は大山側の上流側になっておりまして、左側は日本海側で下流となっているものでございます。この真ん中下辺りの部分が埋立地を表してるものでもございまして、先ほどの移設したシートといたしますのが、真ん中上辺りにあります黄色で点線で囲った部分でございますが、こちらを上流側から下流側のこのオレンジ色に部分を移設したものでございまして、これが塩化物イオン濃度、まず塩化物イオン濃度の仕組みといたしますか、処分場の塩類が流れる仕組みといたしまして、処分場にこの降った雨が染み込んでいきまして、埋立物を洗い流していきまして、浸出水に塩類が溶け込んで流れ出てくるというような構造といたしますか、システムといたしますか、そういった状況になってございますので、この上流側にあったものを下流側に移設して、要は傘をかぶせたような形になってしまいますので、これによりまして下流側の塩分濃度の濃い埋立物を覆ってしまいまして、洗い出される量は少なくなり塩化濃度の低下につながりまして、密接に関係あります固化物処理量が低下している要因だというふうに考えてございます。

この防水シートでございますが、こちらは安全対策として設置しているものでございますので、状況に応じて移設を今後していくものでございますが、現時点でこれを撤去するということとはなかなか困難であるというような状況でございます。この状況を踏まえまして、資料のほうは2ページ目にお戻りいただきまして、これが2ポツ目に記載しましたのが、シートが雨水の浸透を妨げ、塩類の洗い出しに効果が薄れたのではないかとという考えでございます。

これを確認するために、令和6年10月にこの移設したシートに穴を空けまして、この直下へ濃縮水の処理水、余剰になっております濃縮水処理水を1日当たり20トンから30トンあたり返送いたしまして、塩化物イオン濃度の測定をしましたところ、イオン濃度の低下の下げ止まりを確認してございます。この部分といたしますのが、別紙2のオレンジ色の②で書いた部分でございますが、こちらの部分に穴を空けまして直接送水いたしましたところ、塩化物イオン濃度の下げ止まりが確認されたというものでございます。現在は併せましてこのシートの開削箇所を増やしまして、引き続き塩化物イオン濃度の変動を観察いたしまして原因の特定に努めているところでございます。

それから2つ目の課題につきまして、未処理量の解消というところで②でまとめてございます。塩化物イオン濃度が1万5,000まで上昇いたしまして、濃度が回復した場合、現在の濃縮水処理水量は計画値の、先ほど説明させていただきました120%の実績がございまして、現状の処理水量を安定して維持した場合には、固化物処理量の計画値の10%の増量の処理は十分可能というふうに考えてございます。ですので、この場合、今後14年間でこれまでの未処理量約460トンでございますが、これの処理が見込めまして、最終処分場の閉鎖見込み時期、令和31年度末までに塩類の処理が完了できる見通しとなってございます。

これをまとめましたのが別紙の3でございます。別紙の3といたしまして同じく横書きのもの

でございますが、固化物未処理量への対応ということでまとめておりまして。まず上段が、計画どおり処理ができた場合ということで、縦のオレンジ色のラインというのが固化物の処理量を表しております。一月当たり45トンということです。それから、その下にありますブルーの横のラインでございますが、これは計画値と実績との差を表してございます。計画どおり処理ができると、この差はない状態ですので横一直線にということで、令和14年3月の埋立完了を継ぎまして、令和32年の埋立処分場閉鎖の見込みへ、完了見込み時期ということで令和32年3月から前倒しが令和28年2月に固化物の処理が完了できる見立てとなっているものでございます。この下の段は、計画値の110%で遅れを取り戻す場合の図でございまして、現状、左側の部分でございますが、オレンジ色の部分が約一月当たり20トン前後の処理量となっておりますので、計画処理量からは随分遅れが生じておりますので、このブルーのラインというのもずっと下に下がっている状況でございまして。最終的には、現状460トンの計画の遅れに対します遅れ量が、計画値に対しまして最大740トンまでに達しますけども、この間、計画値の110%の処理量で処理した場合、45トンから49.5トンに増量した数量で処理をした場合、この14年間に、令和7年10月から令和21年6月までの間でこの未処理も解消できるという見込みになっております。また、この令和7年10月には、先ほど説明いたしました防水シートもその場所から撤去いたしまして移設する予定でございまして、これがなくなることによって濃度の回復も見込めるということからこの計画にさせていただいております。令和21年6月からは通常どおりの計画値45トンで一月当たり処理をいたしまして、令和28年の2月には固化物の処理が完了いたしまして、その後、最終処分場の閉鎖の見込み時期には影響ない状況というふうになってございます。

資料のほうは2ページ目にお戻りいただきまして、②の未処理量の解消、この一番下の最後の3ポツ目でございます。この上記、今まで説明させていただきました濃縮水処理水量、それから固化物処理量の増に要する経費につきましては、最終処分場等委託料のうち固定費、施設維持管理費に該当しますので、追加費用は発生しないということを受託者と確認してございます。

それから3番目の当面の対応といたしまして、現状の塩化イオン濃度が低い状態でございしても、最大量の固化物処理が行えますよう、施設の運用面で固化物処理量の改善を図る対応をしております。まず、固化設備の設定変更ですとか調整を実施いたしまして、処理効率の向上を図りまして、それから設備が安定的に稼働するように維持管理をしっかり行いまして運転時間の増加を図っております。この結果、令和6年11月の固化物処理量は、10月と比べまして約20%の増加が確認されておりますので、今後も引き続きこういった対応を取っていきたいというふうに考えてございます。

それから最後、参考でございますが、固化物処理に要した費用ということで記載しております。最終処分等業務委託料といたしまして、この固定費分、施設維持管理費としまして協定書に基づき定額払いしている状況でございまして。変動費につきましては固化物の外部処理費でございますので、固化物の処理量の実績に合わせまして実績払いとさせていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○中田委員長 当局からの説明がありましたが、委員の皆様から質問等があればお願いいたします。ございませんか。森岡委員。

○森岡委員 すみません、ちょっと基本的な考え方を教えていただきたいんですけども。この施設は逆浸透膜をつけて雨水を処理をして溜めておったと。で、この塩化物のイオン濃度が下がった、まあこれ原因っていうんですかね、これは今聞いててもちょっとよく分からないというか。

例えばこの処理水のその濃度が下がることがなぜいけないのかっていうのがちょっとよく分からないんですよ。ていうのがね、当然今どんどんどん塩に近い状態のものをずっと作っておってですね、その埋立地に雨水なりが浸透していったものを処理をしていて、で、その固形物を処理するために新しい施設をつくったわけですから、当然、以前のものがこの処理施設で処理をされるはずだというふうに認識をしてるんですけども、例えば雨の量が少ないとかいうようなこととか、それからシートを移設したことによってイオン濃度が下がってということで処理が遅れてるということが私の頭の中にはそれが結びつかないっていうか。今までの物を処理するために施設をつくったにも関わらず、それが処理できないことと、それからイオン濃度が下がることがなぜいけないのか、ということがちょっと結びつかないんですよ。その辺、もう少しちょっと分かりやすく説明していただければというふうに思います。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 私のほうからお答えをしたいと思います。これも以前、議会でも御説明したとおりなんですけど、いわゆる膜処理っていうのを入れたときに、これは始まって話なんですけども。この最終処分場というのは様々な不燃物の埋立てをしております。これに伴って様々な例えば重金属系のものとか、それからいわゆる塩分、塩基ですね。こういったようなものが埋め立てられております。

経過として、最終的にこれを閉鎖する、そして水処理が全て終わるという形は、埋立てが終わった後も雨水でずっと流されて、そういった重金属系のもの、あるいは塩基系のもの、これが基本的に水で洗い流されて、そして水の排出水の水質基準が閉鎖の基準を満たすまでその水質が改善するっていうんでしょうか、水質が良化する、ここまでをずっと一連のものとして行っていく必要があるわけであります。

で、一般的な膜処理を行わない最終処分場の場合は、重金属系のものと、つまり自然界に流してはいけないものについては吸着処理ですね。活性炭とかキレート剤等で吸着させて、これを外部に排出して処理するという流れになります。そして塩基については、これ自然界に塩というのは存在しておりますので、可能であれば下流にそのまま流すんですけど、この淀江の第2処分場の場合は下に利水があるということから、それがそのまま河川放流できないということで膜処理を選んだと。膜処理を選んだ結果、その膜で塩基もこされてしまいますんで、外部に出ない。それはこれまでは、この処理施設をつくるまでは全て場内に還流させて戻してたわけです。

それはなぜかという、膜処理の施設をつくったときに、これも議会の特別委員会等で御議論いただいた記録がございますが、同時にこの膜処理の施設をつくるという選択肢もあったんですけど、いわゆる整備コストが高いということで、しばらくはずっと還流、還流で場内に戻すことで場内に溜めて、溜めて、溜めて。そしていずれその溜めきれなくなったときにこの施設をつく

って、そしてそれを今度は固化施設をつくって、固形物として場外に搬出する。そして最終処分場から塩基もなくなって、最終的に、先ほど申し上げたような水処理も終わって閉鎖になると。こういう処理になります。

そして先ほど申し上げたとおり、いよいよその塩分濃度がどんどん上がってきて、場内に持ちこたえるにはもうそろそろ、あと、やはり施設をつくって場外排出しないといけないレベルに来たということで議会にもお諮りをして、予算も認めていただいて、今御報告した固化物処理の施設をつくったということでもあります。

したがいまして、固化物処理の施設をつくった以上は、先ほど言ったとおり計画的に、一定量を一定の期間のうちに固化して場外に搬出するというのが最終処分場の閉鎖には必ず必須になります。そして、それをいかにスムーズにやっていくかということがこの施設の運用目的になるわけですが、先ほど来御報告したとおり、順調に塩分が出てこない。そしてその結果、施設の運転は安定的にできるようになっておりますけども、計画するだけの固化物が出てこないという状況になっているというのが今の状況であります。

その原因というのが、先ほど御報告したとおり、雨水が地下浸透して洗い流すという作用をするんですけども、防水シートを天端に張ったということで、実は処分場の中にやはり塩基が均質に入っているわけではなくて、やはり濃いところと薄いところがあるというのが、これは分かっております。結果として、どうも濃いところに張ってしまったんじゃないかということで、シートの影響というのを今、見極めているところでありますが、これは先ほど御報告のとおり、近いうちにこれを移設して取ってしまうということでもありますけども、その影響で約1年ちょっと運転をしたわけでもありますけども、現時点においては計画を下回る固化物の処理量しか出ておりませんが、今後そういった防水シートの撤去等によって、当初の計画数量に追いつくように運転管理をしていくという計画であるということを今、御報告したところであります。

以上であります。

**○中田委員長** いいですか。森岡委員。

**○森岡委員** そういう理解はしてるんですよ。一番私が懸念してるのは、当然、今までずっと還流させてきた濃い塩分濃度の水があるわけですから、それを処理するための施設ですよ。それが塩分濃度がその時点で同じ場所で下がってるっていうことは、どこかで漏れてるんじゃないかと、いうことはないんですね。

というかね、その塩分濃度を測って下がるっていうことは、中に溜まってる塩分がどこかに排出されてるか、というふうに。まあ我々素人なので、そういう認識を持つんですよ。そうするとね、やっぱり近隣住民の人からすると、こういう数値が出てね、本来溜まって本当にもう塩に近い状態のものがあるはずなのに、それがないということが、私の頭の中でそれがちょっとうまく理解できないっていうのと、それから先ほど副管理者がおっしゃったシートね。シートは当然これ敷くのが当たり前の話であって、それがあつたから悪かったっていうようなことがね、ちょっと私の中では理解ができなくて。その辺は当然今後、数値なりをしっかりと監視していく必要があるんだろうとは思いますが、執行部のほうでは、その辺の数値も含めて処分場の状態がどうなっているかっていうことはきちんとしておく必要があるだろうなというふうには今考えており

ます。

**○中田委員長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** お答えしますけど、場外に漏れているということ、これはありません。これは様々な水の監視もしておりますので、これは絶対ないというふうに私のほうから断言をさせていただきます。それから、いわゆるキャッピングシートを天端に張るシートというのは、元々はこれは想定されていなかったもの。つまり普通にあるものではありません。これは近時やはり非常にいわゆる短時間に大量の雨が降るという気象状況が、今少し慣れた感じもありますけども、非常に顕著になってきたということから、当初このキャッピングシートというのは、元々はそういった想定はなかったんですけども、事業者のほうで、短時間に大量の雨が降りますとどうしても法面が崩れたりとか、こういうようなことでの危険性がありますので、そういったことを防ぐために、天端にシートを張って排水路等に順調に排水するように設置されたものだというふうに聞いております。

結果として、表流水の排水対策はうまくいったんですけど、本来はそれが真下に浸透する部分、浸透せずにそのまま水路に流れてしまう。結果、最終処分場のいわゆる浄化機能といいましょうか、雨水を使って塩基等を洗い流す作用が弱まってしまったということでもあります。

したがって、それがどんどん雨水を浸透させてれば順調に塩基等が流れ出ていたものが、天端に屋根を張ってしまったために、屋根を張って屋根から排水はうまくできたんだけど、下にそのまま沈んで、中にある塩基を洗い流すという効果が減ってしまったと。結果、先ほど御報告したとおり、排水に対するそのイオン濃度が落ちてきたということが我々の想定でありまして、恐らくそうだろうということでもあります。

実際、その今の幕を張ったところに、今実際、天端のシートは残してるんですけど、そこに直接還流水を流し込むというオペレーションをしたところ、やはり塩基が上がってきたということでもありますので、恐らくそういうことだろうということでもあります。近いうちに取り除くような。近いと言いますのは今年の10月の予定ですけど、取るような予定になっておりますので、そういったこともしっかりやりながら、そして事業者のほうと、こういったイオン濃度の推移等をしっかり管理しながら、当初の計画どおりの期間で、塩基の排出ができるように取り組んでいきたいというふうに考えております。以上であります。

**○中田委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。奥岩委員。

**○奥岩委員** 委託料のところなんですけど、追加費用は発生しないというところで確認されたということなんですけど。これがですね、先ほど御説明あったとおり、今、固化物処理のほうは当初の想定より低いところできてるっていうところなんですけど、処理水の水量のところは計画でいきますと、かなり多い状況で進めていかれるっていうようなことだったんですけど、その辺も含めて、追加費用が発生しないということで御確認されてるということですのでよろしかったでしょうか。

**○中田委員長** 本池施設管理課長。

**○本池施設管理課長** 委員がおっしゃるとおりで、そのあたりも設置者に確認をいたしまして、追加の費用負担がないこと、委託料の範囲内でやっていただけるということを確認しております。

○中田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 はい、分かりました。ただ、今後しばらく使われる施設ですし、当初の想定以上の稼働をさせるってことでありますので、ちょっと施設のほう、機材のほうがどういった影響があるかっていうのは私も素人なんであんまり分からないんですけど、そのあたりのところは都度都度、業者さんとお話をされて、必要な量をしっかり処理ができるように頑張っていただくと  
思うんですけど、引き続きコミュニケーションを取っていただいて、どういった形になるのかっ  
ていうのとか、もしトラブル起こったときはどういうふうにしようかっていうのは、今回みたい  
にまた御報告いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○中田委員長 答弁は要りませんか。

〔「はい」と奥岩委員〕

○中田委員長 ほかにございませんか。

それでは、ほかにないようですので、これにつきましては、以上で、次に進めさせていただき  
たいと思います。

次に、新しい一般廃棄物処理施設の建設に係る構成市町村の財源確保の状況についてを議題と  
いたします。当局から説明をお願いいたします。

深田事務局次長兼総務課長。

○深田事務局次長兼総務課長 そういたしますと、資料の2のほうを御覧ください。新しい一般  
廃棄物処理施設の建設に係る構成市町村の財源確保の状況について御説明いたします。

令和14年度に供用開始を予定しています、ごみ処理施設の建設に係る財源確保に関する構成  
市町村を含む状況について、構成市町村における各年度末の基金残高について表のとおり記載し  
ているところでございます。こちらの表にございますように、市町村によっては積立てを行って  
いるところと、過疎対策事業債によって対応するところがございますが、令和9年度までの期間  
において、目標額41億1,870万8,000円に向けて積立てを行っているところでござい  
ます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○中田委員長 当局の説明が終わりました。委員の皆さんから質問があればお願いいたします。

ございませんか。ないようですので、それでは次に進ませていただきます。

次に、新しい一般廃棄物処理施設の建設候補地における地元対応の状況についてを議題といた  
します。当局から説明をお願いいたします。

生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長。

○生田事務局次長兼ごみ処理施設整備課長 それでは私のほうから、新しい一般廃棄物処理施  
設の建設候補地における地元対応の状況につきまして御報告を申し上げます。お配りをしており  
ます資料3のほうを御覧ください。

まず、大きな1番の中間処理施設の地元対応の状況でございますが、一般廃棄物処理施設建設  
候補地選定検証委員会の検証結果に関する地元説明会の状況と今後の対応でございます。まず、  
令和6年11月の8日から19日までの間にかけまして、彦名校区自治連合会の全15自治会を  
対象といたしました地元説明会を開催しております。

地元説明会でいただきました御意見、御質問につきましては、質疑応答集を作成をいたしまし

て回答することとしております。質疑応答集につきましては、令和6年12月27日に開催をされました彦名校区自治連合会の自治会長会におきまして決定された説明方法に基づき説明を行うこととしております。

彦名校区の各自治会への説明方法につきましては、1ページの真ん中の四角囲いところを御覧ください。まず、①番でございますが、質疑応答集につきましては、彦名校区の全15自治会の会員の皆様方に配布をいたします。②番でございます。関係自治会、そしてそれに隣接する自治会、これにつきましては個別に説明会を開催をさせていただきます。関係自治会と隣接の自治会につきましては記載のとおりでございます。③番でございます。②以外の自治会につきましては合同で開催をさせていただくということで、これは11月に開催いたしました説明会と同じ説明方法でございます。(2)の質疑応答集に関する説明会の開催日程でございますが、これは各自治会の会長さんと日程を調整させていただきまして、表に記載のとおり令和7年2月の12日から27日にかけて説明会を開催する予定としております。

ペーパーおはぐりいただきまして、2ページのほうを御覧ください。2ページは最終処分場の地元対応の状況でございます。ポツの上からになります。口陰田自治会と奥陰田自治会につきましては既に同意書を受理しておりまして、同意書に付されました同意条件については、書面にて回答をしております。今後、自治会内で取りまとめられます地域振興策の実施につきまして協議をさせていただくこととしております。

次に、新山自治会から令和7年1月22日に同意書を受理しております。今後、同意条件に対する回答を行う予定としております。いまだ同意の可否について意向を示していただいております。安来市の吉佐町自治会に対しましては、御同意をいただけるように引き継ぎ丁寧な説明を行うこととしております。

下の表のほうでポイントだけ説明をさせていただきます。上から3つ目の新山自治会さんでございますが、ポツの2つ目を御覧ください。自治会の中で先進地視察の参加に関するアンケート調査を行われまして、その結果、参加希望者がなかったということを伺っております。これを受けて1月19日に開催をされました自治会の総会において御同意いただくことが決定されております。その後、1月22日に同意書が提出され、これを受理をしております。

続きまして、その下の安来市の吉佐町自治会さんですが、ポツの2つ目になります。令和7年1月19日に自治会総会が開催をされておりまして、先進地視察の実施について継続して御協議をいただくこととなっております。

その下になります。関係住民等ということでございますが、施設の敷地境界から500m以内の区域の居住者、事業者、そして営農者の方に対する説明会でございますが、これにつきましては、同意書を提出いただきました口陰田自治会と奥陰田自治会の区域を対象に説明会を開催しております。1月18日と1月19日に奥陰田自治会と口陰田自治会の範囲を対象とした説明会を開催しておりまして、最終処分場の建設に関する事務を進めていくことにつきまして、御出席いただきました全員の方の御理解をいただいております。この説明会を欠席された方につきましては、後日、個別説明を行うなど、丁寧に対応することとしております。

資料おはぐりいただきまして、3ページでございます。地元対応の経過と今後の予定についま

して、中間処理施設と最終処分場に分けて時系列に整理しております。参考までに御覧いただきたいと思います。

報告は以上でございます。

○中田委員長 当局からの説明が終わりました。

委員の皆様から質問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

~~~~~

3 閉 会

○中田委員長 それでは、ないようですので、これをもちまして、ごみ処理施設等調査特別委員会を閉会いたします。

(午後3時04分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

ごみ処理施設等調査特別委員長

中 田 利 幸